

近衛府下級官人補任稿（1）

西山史朗

〔抄録〕

本稿は、天平神護元年（七六五）から鎌倉中期までの期間における近衛府の将監・将曹・医師・府生・番長・案主・府掌・近衛の官人の補任状況を調査・整理したものの一部である

既存の近衛府官人の補任についてはすでに近衛府大将・中将・少将の補任状況をまとめたもの、将監以下の近衛府官人の補任状況をまとめたものがあるが、本稿はそれらの欠を補い、研究の進

展の助けとなることを目指すものである。

本稿では、近衛府下級官人補任全体のうち、近衛府が成立した天平神護元年（七六五）から天仁二年（一一〇九）までの期間の近衛府将監の補任状況をまとめている。

キーワード 平安期・近衛府・下級官人・補任

一、近衛府下級官人補任について

近衛府下級官人補任は、近衛府が成立した天平神護元年（七六五）から鎌倉中期までの期間における近衛府の将監・将曹・医師・府生・番長・案主・府掌・近衛の官人の補任状況を調査・整理したものである。そのうち本稿では紙数の関係上、まず天平神護元年（七六五）（天仁二年（一一〇九））までの近衛府将監在職者を掲載することとする。残りの補任状況については、今後も公表する予定である。

近衛府官人の補任については、市川久編『近衛府補任』^①ならびに、笹山晴生「左右近衛府官人・舍人補任表」下級官人・舍人「その（二）」^②及び「左右近衛府官人・舍人補任表」下級官人・舍人「その（二）」^③がある。『近衛府補任』は大同二年（八〇七）から建久九年（一一九八）までの左右近衛府大将・中将・少将の補任状況を掲載し、「左右近衛府官人・舍人補任表」は大同二年（八〇七）から長保二年（一一〇〇）までの左右近衛府の将監以下の近衛府官人の補任状況を掲載する。前者は平安初期から鎌倉初期までの近衛府官人の補任状況について掲載

するが、将監以下の近衛府官人については掲載されておらず、後者では、将監以下の近衛府官人の補任状況を掲載するが、掲載時期は長保二年(一〇〇〇)までとなっている。また、両補任とも左右近衛府が成立した大同二年(八〇七)以降を掲載時期の上限としており、左右近衛府成立以前の近衛府に所属する官人の補任状況については掲載されていない。

本補任では右記補任のそれぞれの内容を補う形で、『近衛府補任』に掲載されなかった将監以下の近衛府官人の補任状況を調査し、また「左右近衛府官人・舍人補任表」に掲載されていない長保二年(一〇〇〇)以降の将監以下の近衛府官人の補任状況についても調査し、整理した。

なお本補任では、冒頭にも記したように将監以下の近衛府官人を近衛府の下級官人と区分している。この区分は笹山氏による近衛府大将・中将・少将を上級官人、近衛府将監以下を下級官人とする理解に従ったものである³⁾。

本稿の内容が史料読解や近衛府研究の一助となることを期する。しかしながら史料の見落としや、内容の錯誤・脱落もあると思われる。大方のご教示、ご批評を乞い、今後更なる内容の充実、確実性を高めていきたい。

二、近衛府と近衛府下級官人

近衛府は天平神護元年(七六五)に授刀衛を改めて成立した令外官であり、大同二年(八〇七)に従来の近衛府を左近衛府に、中衛府を

右近衛府と改めて、左右近衛府が成立した⁵⁾

近衛府のうち、大将・次将の補任状況については、笹山晴生氏、北山良雄氏⁷⁾によって検討がなされており、摂関家や村上源氏による大將職の独占状況や、次将が公卿への昇進コースの中に位置付けられていた状況が指摘され、近衛府上級職は榮譽職化していったと評価される。

近衛府将監以下の下級官人の補任状況については、笹山晴生氏により、左右近衛府が成立した大同二年(八〇七)から長保二年(一〇〇〇)に至るまでの期間を対象として復元されている⁸⁾。氏は、特定の氏族がそれぞれ左右近衛府いずれかの府に所属し、のちに世襲的に近衛府下級官人に就くようになるという実態を指摘する。

また中原俊章氏は、近衛府官人のうち、隨身を輩出する氏族として著名な下毛野氏や秦氏などを中心に、平安期の近衛府官人の補任状況及び世襲状況について詳細に検討し、各氏族の近衛府官人および随身の補任状況や、隨身として仕える主家との関係について考察している⁹⁾。さらに中原氏は、主に京都大学附属図書館所蔵の『下毛野氏系図』及び『秦氏系図』を中心に、両氏のそれぞれの系譜を追って検討していくことで随身の存在形態や活動の実態、隨身を世襲する氏族と権門との関係についても明らかにされた。

また、近衛府官人の活動実態について、近衛府の組織運営の在り方に注目した研究も行われている。

まず笹山氏は、十世紀の朱雀・村上朝期より近衛府の軍事的意義は低下していき、官司としての統一的機能も喪失していったと指摘する¹⁰⁾。しかし、軍事的意義のみに焦点を当てた笹山氏による近衛府の評価は

対して、下向井氏らによる批判的な指摘もある。それは近衛府の儀礼における役割を評価すべきという指摘であり、「宮廷儀礼演出機関」として近衛府を捉える必要性が論じられている。近年とくに鳥谷智文氏、齋藤拓海氏らにより、その視点からの検討が進められ、「宮廷儀礼演出機関」としての近衛府運営の実態について、栄誉職と評価される近衛府大将・次将の近衛府上級官人のみならず、近衛府下級官人である年預・庁頭らによつて儀礼の運営をはじめとした近衛府運営が行われていたことが明らかにされている。¹²⁾

以上のように、近衛府の下級官人を対象とした研究が進み、軍事的活動以外の下級官人の活動実態も明らかにされつつある。しかし、笹山氏の指摘する近衛府の統一的機能の問題や、特定氏族が近衛官職を世襲する問題についても検討の余地が残されている。¹³⁾ 例えば特定氏族による官職世襲の問題については、井上幸治氏が「なぜその氏族がその家業を世襲でき、また定着しえたのかという点については、検討する必要があるだろう。家業として技能・知識を世襲的に継承していた氏族でも、すべてが存続していったわけではない」と指摘する点は、官職を世襲する氏族全般に共通した問題であり、近衛府官人も例外ではない。

官司組織及び組織内の各職にどのような階層の人物が在職していたのか、また組織に所属する各職官人の活動実態はいかなるものであったのか、さらに官司内における官職の世襲状況、世襲要因について、そして組織統制の内実について明らかにす必要がある。つまり古代・中世における近衛府の構成及び構成員の活動実態や変化を検討し考察

する必要もあると考える。そして前述の問題について変遷を追って検討することによつて、当該期における近衛府の統制の内実や官司・官人の性質或いは朝廷（貴族社会）・幕府（武家社会）などによつて求められた官司・官人の役割を明らかにすることができるだろう。

したがって本補任は、第一章で述べたように、既存の近衛府官人補任の補完を目指すとともに、前述の官司の構成或いは構成員の変化及びその要因や、官人の世襲状況などを明らかにするという課題を鑑みて、その前提作業とするものである。

三、凡例

①補任表は左右近衛府のうち、将監・将曹・医師・府生・番長・家主・府掌・近衛の官人の補任状況を官職ごとの項目に記したものである（表①）。本稿ではそのうち、天平神護元年（七六五）～天仁二年（一一〇九）の期間における将監在職者をまとめている。

②左右近衛府いづれかに所属しているかが不詳の場合は、「左右不詳」の項目に記した。また、大同二年（八〇七）に「左近衛府」・「右近衛府」が成立するまでは「近衛府」単一の組織であり、天平神護元年（七六五）～大同元年（八〇六）の期間における補任状況は便宜上「左右不詳」の項目にまとめている。

③人物の表記について、位階が明らかである場合は〔内に記載し、位階が不明の場合は〕と記載した。加階の記述がある場合は加階後の位階を記載、備考にその内容を記載した。

④在職である、或いはそう思われる場合は「在」、新たに任じられた

場合は「任」、すでに死去していることが明らかである場合は「故」を備考欄内先頭に記載した。

⑤兼官、兼職がある場合は備考に記載した。その他必要と思われる事項を備考に記載した。

⑥出典の記載は(『史料名』年月日)で示し、閏月は○枠で示した。

基本的にその年の初見の月日を記載したが、初見以降においてより詳細な所属、経歴などの記述が確認できる場合はその月日を記載した。

⑦それぞれの出典は()内に記載し、また一部の史料名については以下の通り略記した。なお、史料のうち古記録史料の名称については、大日本古記録、史料大成、史料纂集収録の古記録は、それぞれの名称をそのまま記載したが、群書類従、歴代残闕日記、史料紹介などに収録、掲載されている古記録については、同一人物の日記でも、日記の名称がそれぞれ異なる場合が多いため、便宜的に記主の名前を冠して『○○卿記』、『○○公記』と記載した。

略記一覧…『三十六人歌仙伝』(『歌仙』)、『中古歌仙三十六人伝』(『中歌』)、『古今和歌集目録』(『古今』)、『東大寺要録』(『要録』)、『東大寺統要録』(『統録』)、『公卿補任』(『公卿』)、『楽所補任』(『楽所』)、『大間成文抄』(『大間』)、『魚魯愚鈔』(『魚魯』)、『朝野群載』(『朝野』)、『御産記寛弘六年十一月』(『御産』)、『白河上皇高野御幸記』(『白河』)、『寛治二年記』(『寛治』)、『妙音院相国白馬節会次第』(『妙音院』)、『平安遺文』(『平遺』)、『続日本紀』(『続紀』)、『日本後紀』(『後紀』)、『続日本後紀』(『続後紀』)、『文徳天皇

実録』(『文徳』)、『日本三代実録』(『三代』)、『醍醐天皇御記』(『醍醐』)、『村上天皇御記』(『村上』)、『類聚国史』(『類国』)、『扶桑略記』(『略記』)、『本朝世紀』(『世紀』)、『日本紀略』(『紀略』)、『吏部王記』(『吏部』)、『貞信公記』(『貞信』)、『親信卿記』(『親信』)、『御堂閔白記』(『御堂』)、『小右記』(『小右』)、『左経記』(『左経』)、『平行親記』(『行親』)、『定家朝臣記』(『定家』)、『江記逸文集成』(『江逸』)、『土右記』(『土右』)、『水左記』(『水左』)、『時範記』(『時範』)、『重憲記』(『重憲』)、『栄昌記』(『栄昌』)、『後二条師通記』(『師通』)、『朝隆卿記』(『朝隆』)、『忠通公記』(『忠通』)、『長秋記』(『長秋』)、『雅実公記』(『雅実』)、『中右記』(『中右』)、『平知信朝臣記』(『知信』)、『兵範記』(『兵範』)、『山槐記』(『山槐』)

⑧表作成にあたって、笹山晴生「左右近衛府官人・舍人補任表」下級官人・舍人その(一)―(『東京大学教養学部人文学科紀要』六一、一九七五)、左右近衛府官人・舍人補任表「下級官人・舍人その(二)―(『東京大学教養学部人文学科紀要』六六、一九七八)も参照した。

⑨人物比定について、刊本史料上では、姓或いは名が同名同音の場合、人物の混同が考えられる事例が有り、また姓名いづれかの記載が無い場合などは、編纂者によって人物ならびに姓名の同定・推定がなされているが、疑問無しとしない部分もある。本補任では『群書系図部集』²⁰、『楽家系図』²¹及び京都大学附属図書館所蔵『秦氏系図』・『下野氏系図』所収の諸氏系図、平安人名辞典「長保二年」、『平安

人名辞典「康平三年上」、『平安人名辞典・康平三年下』⁽²²⁾、『平安時代史事典』、『藏人補任』、『外記補任』⁽²³⁾も参照し姓名の推定を行い、備考欄にその旨を記載した。

〔注〕

- (1) 市川久編『近衛府補任 第一』(統群書類従完成会、一九九二)、同『近衛府補任 第二』(統群書類従完成会、一九九三)
- (2) 笹山晴生「左右近衛府官人・舎人補任表」下級官人・舎人その(一)「(東京大学経学部人文科学紀要」六十一、一九七五)、同「左右近衛府官人・舎人補任表」下級官人・舎人その(二)「(東京大学経学部人文科学紀要」六十六、一九七八)。以下本稿では、笹山氏作成の補任はまとめて「左右近衛府官人・舎人補任表」下級官人・舎人と表記する。
- (3) 笹山晴生「平安前期の左右近衛府に関する研究」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下所収、吉川弘文館、一九六二)、同「左右近衛府上級官人の構成とその推移」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』下、吉川弘文館、一九八四所収)。いずれも『日本古代衛府制度の研究』(東京大学出版会、一九八五)に再収。ただしここでの近衛府上級官人・下級官人の区分は、榮譽職的な意味合いが大きいと理解される近衛府大将・中将・少将、すなわち近衛府上級官人に対しての将監以下の近衛府下級官人という区分である。近衛府下級官人の補任状況を確認すると、将監以下の下級官人内においても加階や転任・遷任の昇進状況に差がみられる。将監以下の近衛府官人の補任状況を概観すると、将監の帯する位階は五位・六位であり、とくに五位将監は「左近大夫」・「右近大夫」(叙爵後、将監を離任した者)、「大夫将監」と称される。将監を経験してのち他官職へ遷任し最終的には従四位下或いは従四位上まで昇る者もいる。そのため厳密には、極位を四位とする諸大夫層(中級官人)、極位を五位或いは六位とする侍品層(下級官人)のうち、将

監は諸大夫層すなわち中級官人にあたる。また将曹の場合は帯する位階は正六位上であり、一部の楽人・舞人を除いた将曹経験者は将監への転任、他官職への遷任例が少ないことから、将曹以下近衛は侍品すなわち下級官人にあたる。

- (4) 『続日本紀』天平神護元年甲子(三日)条。
- (5) 『日本後紀』大同二年四月己卯(二十二日)条。
- (6) 笹山前掲註(3)。
- (7) 北山良雄「平安中・後期の公卿の補任状況」(『古代文化』三九五、一九八七)
- (8) 笹山晴生「毛野氏と衛府」高橋富雄氏の『平安時代の毛野氏』をめぐって「(日本歴史」一八六、一九六三)のち同『日本古代衛府制度の研究』(東京大学出版会、一九八五)に再収。
- (9) 中原俊章「中世随身の存在形態」隨身家下毛野氏を中心に「(『ヒストリア』六十七、一九七五)、同「中世公家と地下官人」(吉川弘文館、一九八七)。
- (10) 笹山前掲註(3)。
- (11) 下向井龍彦「書評 笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』」(『法制史研究』三七、一九八七)、鳥谷智文「王朝国家期における近衛府府務運営の一考察」『小右記』を中心として「(『史学研究』一九九、一九九三)、同「王朝国家期における近衛府大将の役割」『小右記』を中心として「(『松江工業高等学校研究紀要』三六、二〇〇一)、齋藤拓海「近衛府と競馬」(『広島大学大学院文学研究科論集』七一、二〇一一)。また、平安後期以降の府務運営について近衛府庁頭の役割を中心に述べたものとして、齋藤拓海「院政期から鎌倉初期の近衛府庁頭とその職掌」(『史学研究』二七四、二〇一一)がある。
- (12) 鳥谷、齋藤前掲註(11)。また、近衛府府務運営や官人の活動実態についての研究として、佐々木恵介「『小右記』における摂関期近衛府の政務運営」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集 下巻』吉川弘文館、一九九三所収)、鈴木裕之「吉上」について「平安中後期の衛府活動実態の一端」(『日本古代学』五、二〇一三)、「宿

- 直・陣見参・月奏」考「左右近衛府の下級官人・職員の勤務管理」(『明治大学文学部・文学研究科 学術研究論集』五、二〇一五)、「撰閑期における左右近衛府の内裏夜行と宿直・夜間警備と貴族認識」(『史学雑誌』一二五・一六、二〇一六)がある。
- (13) 近衛府の統一的機能の喪失という評価に対しては、近年鈴木「撰閑期における左右近衛府の内裏夜行と宿直・夜間警備と貴族認識」(前掲註(12))において疑問が提起されている。
- (14) 井上幸治「家業と官職の関係」(『京都市歴史資料館紀要』二二、二〇〇九)のち同「古代中世の文書管理と官人」(八木書店、二〇一六)に再収。
- (15) 石田実洋「東山御文庫本『御産記』寛弘六年十一月(小右記)の紹介」(田島公編『禁裏・公家文庫研究 第一輯』(思文閣出版、二〇〇三)所収)。
- (16) 佐藤宗諱先生退官記念論文集刊行会編『親信卿記』の研究』(思文閣出版、二〇〇五)。
- (17) 木本好信編『江記逸文集成』(国書刊行会、一九八五)。
- (18) 宮崎康光「資料紹介『時範記』承徳三年夏」(『書陵部紀要』三二、一九八一)、『同』資料紹介『時範記』永長二年冬上』(『書陵部紀要』

- 三八、一九八七)
- (19) 木本好信『朝隆卿記』逸文集成稿(一)』(『龍谷史壇』一四二、二〇一六)。
- (20) 『群書系図部集』一〇七(統群書類従完成会、一九七三)。
- (21) 『楽家系図』(伏見宮田蔵楽書集成 三)所収、宮内庁書陵部、一九九八)。
- (22) 榎野廣造『平安人名辞典・長保二年』(高階書店、一九九三)、同『平安人名辞典・康平三年上』(和泉書院、二〇〇七)、同『平安人名辞典・康平三年下』(和泉書院、二〇〇八)。
- (23) 『平安時代史事典』(角川書店、一九九四)。
- (24) 市川久編『蔵人補任』(統群書類従完成会、一九八九)。補任表中では『蔵人』と略記した。
- (25) 井上幸治『外記補任』(統群書類従完成会、二〇〇四)。補任表中では『外記』と略記した。

(にしやま しろろ) 文学研究科歴史学専攻博士後期課程

(指導教員・佐古 愛己 准教授)

二〇一七年十月二日受理

【近衛府下級官人補任表】

9c~12cにおける左右近衛府管制表							
表① 区分	官職	総称	位階	左右合計員数	隨身・権隨身	庁頭	年預
上級職	大将	—	正・従二位(従三位)	2(2)	—	—	—
	中将	—	正三位~従四位(従四位下)	2~6(2)	—	—	—
	少将	—	従四位下~従五位(正五位下)	4~8(4)	—	—	—
	将監	—	従五位上~正六位(従六位上)	8~(8)	(○)	—	○
	将曹	—	従五位上~従七位(従七位下)	16~(8)	—	—	—
下級職	医師	—	従五位上~正六位(正六位)	1~(2)	—	—	—
	府生	—	正六位上~従七位	20~(12)	○	○	○
	番長	—	—	13~(12)	○	—	—
	家主	—	—	4~	—	—	—
	府掌	—	—	5~	○	—	—
近衛	近衛	—	—	27~(400)	○	—	—
	近衛	—	—	—	—	—	—
白丁・住丁	近衛	—	—	—	—	—	—
	白丁・住丁	—	—	—	—	—	—

・左表は「近衛府補任」、「公卿補任」、各古記録を参照して作成した。
 ・区分の項については、笹山晴生氏『日本古代御府制度の研究』(東京大学出版会、1985)における近衛府内における官職格差に関する理解に従って区分している。
 ・位階および左右合計員数項について、それぞれの位階は史料より確認できる位階の範囲を記載し、また左右合計員数については史料から確認できる最低限の人数を記載した。
 ・()内は、古藤真平「中衛府・近衛府官制の再検討」(角田文衛先生奉寿記念会編『古代世界の諸相』晃洋書房、1993所収)において復元された弘仁格式制時の左右近衛府の官員制を参照した。
 なお、9c以前の近衛府官職のうち、家主は長徳4年(998)に、府掌は元慶5年(881)にみえるのが史料上での初見である。
 ・総称の項は、各古記録において近衛府の各職がそれぞれどのように総称されていたかを記載した。詳しくは佐々木恵介「『小右記』にみる撰閑期近衛府の政務運営」(笹山晴生先生退官記念会編『日本律令制論集 下巻』吉川弘文館、1993所収)を参照。
 ・隨身、庁頭、年預の項については、近衛府官人が兼帯する職務の有無について示した。

左右近衛府将監		左右不詳	備考・出典
和暦(西暦)	左近衛将監	右近衛将監	備考・出典
天平神護2年(766)		賀茂諸雄(従五位下)	在：兼伊勢員外介。(『統紀』天平神護2・3・26)
神護景雲元年(767)		和氣清麻呂(従五位下)	任：神護の初め、将監に遷任。(『後紀』延暦18・2・21)
神護景雲2年(768)		吉備奥(従五位下)	在：兼大学員外助。(『統紀』神護景雲1・2・27)
神護景雲3年(769)		弓削御浄方(従五位下)	在：兼武藏介。(『統紀』神護景雲2・4・11)
宝龜2年(771)		紀船守(従五位下)	在：兼紀伊介。(『統紀』神護景雲3・3・10)
宝龜10年(779)		紀船守(従五位下)	在：兼田原介。(『統紀』宝龜10・9・4)
延暦3年(784)		吉弥像儀(外従五位下)	任：(『統紀』宝龜10・9・4)
延暦4年(785)		筑紫広嶋(外従五位下)	任：兼播磨大掾。(『統紀』延暦3・3・14)
延暦6年(787)		池原綱主(外従五位下)	任：(『統紀』延暦4・10・8)
延暦7年(788)		筑紫広嶋(外従五位下)	在：(『統紀』延暦4・2・2)
延暦8年(789)		坂上田村麻呂(従五位下)	在：兼内匠助。(『統紀』延暦6・3・22)
延暦10年(791)		入間田成(外従五位下)	任：もと物部姓。(『統紀』延暦7・2・14)
		池原綱主(外従五位下)	在：兼下総大掾。(『統紀』延暦8・2・5)
		池原綱主(従五位下)	在：兼菅原大掾。(『統紀』延暦10・1・22)/同延暦10・4・5、住吉朝臣の姓を賜う。
		出雲垣人(正六位下)	在：菅禰の姓を賜う。(『統紀』延暦10・9・19)
延暦14年(795)		住吉綱主(従五位上)	在：従五位下→従五位上。延暦20空近衛・持曹・将監を遷任。(『紀略』、類国』延暦14・10・28)
延暦16年(797)		三膳綱麻呂(従五位下)	任：(『後紀』延暦16・10・27)
大同元年(806)		多入鹿(一)	在：(『統紀』大同1・3・17)
		紀綱麿(一)	在：(同上)
		紀百繼(従五位下)	在：越後介。(『後紀』大同1・1・28)
大同4年(809)			
弘仁年間			
弘仁元年(836)	紀清成(一)	朝野鹿取(一)	任：左少史より右近衛将監に遷任する。翌年藏入。(『公卿』天長10)
弘仁4年(813)		橘氏公(一)	任：4月、左衛士大尉より右近衛将監に遷任する。6月、叙爵、同月右近衛権少将に転任。(『公卿』弘仁7)
			任：11月、左衛門大尉より右近衛将監に遷任し、同月還身。翌年藏入。弘仁6年、叙爵、左衛門佐に遷任。(『公卿』天長10)
		甘南備高直(一)	任：弘仁の初めに遷任。(『統後紀』承和3・4・18)

大同2年(807)に「左近衛府」、「右近衛府」が成立するまでは「近衛府」単一の組織であるため、天平神護元年(765)～大同元年(806)の期間では左・右の区別はない。便宜上「左右不詳」の項目にまとめて記載した。

弘仁5年(814)	住吉豊繼(従五位下)	在：(「後紀」弘仁5・1・8)				
弘仁7年(816)	滋野貞雄(一)	在：兼前部助。天長9年(従五位下)。(「三代」貞觀1・12・22)	興世書主(一)	任：弘仁7・2に將監に遷任。(「文徳」嘉祥3・11・6)		
	文室秋津(従五位下)	任：右馬助より左近將監に遷任する。翌年中委守。(「公卿」天長7)				
天長年間	藤原春津(一)	任：天長の初め將監に任ず。(「三代」貞觀1・7・13/翌年叙爵)				
天長元年(824)			藤原岳守(一)	任：(「文徳」仁寿1・9・26)		
天長10年(833)			藤原富士麻呂(一)	任：權將監。(「後紀」嘉祥3・2・16)		
承和年間			紀有常(一)	在：兼近江權少掾。(「三代」元慶1・1・23)		
承和2年(833)	伊吉豊宗(一)	在：(「後紀」承和2・9・13)				
承和8年(841)			在原業平(一)	任：承和4年、藏人に任ず。嘉祥年間叙爵。貞觀5年左兵衛佐に任ず。(「歌仙」)		
承和12年(845)	在原業平(一)	任：右近將監より転任か。嘉祥2年叙爵。貞觀4年左兵衛權佐に任ず。(「古今」)				
嘉祥3年(850)	紀有常(一)	任：左兵衛大尉・藏人より左近將監に任ず。同年、兼近江權少掾。仁寿元年叙爵。左馬助に任ず。(「古今」)	藤原良尚(一)	任：權將監。(「三代」元慶1・3・10)		
仁寿年間	坂上禰守(一)	任：仁寿の初め、將監に転ず。(「三代」元慶5・11・9)				
斉衡元年(854)			藤原大津(正五位下)	任：兼前守。(「文徳」斉衡1・10・9)		
			藤原山陰(従五位下)	在：權將監。叙爵。(「三代」天安2・11・7)		
天安2年(856)			文室道世(従五位下)	在：叙爵。(「文徳」斉衡1・8・17)		
			小野春風(一)	任：右衛門少尉より右近將監に任ず。貞觀6年式部藏人に任ず。(「古今」)		
貞觀元年(859)	神門氏成(外従五位下)	在：叙外従五位下。(「三代」貞觀1・11・19)	多自然麻呂(外従五位下)	在：叙外従五位下。(「三代」貞觀1・11・19)		
			紀正守(従五位下)	在：叙爵。兼美作權大掾。(「三代」貞觀1・11・19)		
貞觀2年(860)			肩野道主(外従五位下)	在：叙外従五位下。兼土佐權掾。(「三代」貞觀2・11・16)		
	安倍比高(従五位下)	在：叙爵。(「三代」貞觀4・1・7)	紀繼則(従五位下)	在：叙爵。(「三代」貞觀4・1・7)		
貞觀4年(862)			藤原高藤(一)	任：貞觀7年藏人。翌年兼美濃權大掾。貞觀10年叙爵。翌年播磨權介。(「公卿」寛平6)		
	橘弟房(従五位下)	在：叙爵。(「三代」貞觀5・1・7)	金利貞長(正六位上)	在：大朝臣の姓を賜う。(「三代」貞觀5・9・5)		
貞觀5年(863)	安倍三實(従五位下)	在：叙爵。(「三代」貞觀6・1・7)	布勢冬雄(従五位下)	在：叙爵。(「三代」貞觀6・1・7)		
	藤原房雄(従五位下)	在：叙爵。(「三代」貞觀8・1・7、10・25)	長田利世(正七位下)	在：同日、正七位下→外従五位下。(「三代」貞觀8・1・7)		
貞觀8年(866)						
	藤原有実(一)	任：翌年正月、藏人。2月兼讃岐權掾。貞觀10年、兵部少輔。(「公卿」元慶6)				

	平正親(從五位下)	在：敘爵。(『三代』貞觀9・1・7)	上毛野上貞(從五位下)	在：敘爵。(『三代』貞觀9・1・7)		
	藤原房雄(從五位下)	在：兼紀伊守。(『三代』貞觀9・1・12)				
貞觀9年(867)	道嶋村嶋(外從五位下)	在：叙外從五位下。(『三代』貞觀9・1・7)				
	藤原(名不詳)(從五位下)	在：兼讃岐權掾。(『字遺』152)				
貞觀10年(868)	丹波朝茂(正六位上)	在：(『三代』貞觀10・7・9)	藤原高藤(從五位下)	在：敘爵。(『三代』貞觀10・1・7)		
	藤原有美(從五位下)	在：敘爵。(『三代』貞觀10・1・7)	藤原高藤(從五位下)	在：兼播磨權介。(『三代』貞觀11・2・16)		
貞觀11年(869)	丹波朝茂(外從五位下)	在：叙外從五位下。(『三代』貞觀11・1・7)	和葉弟藏(外從五位下)	在：叙外從五位下。(『三代』貞觀11・1・7)		
	伴安雄(從五位下)	在：敘爵。(同上)				
貞觀14年(872)	丹波朝茂(從六位上)	在：(『三代』貞觀14・8・朔)	櫻井田部豐貞(正六位上)	在：(『三代』貞觀15・12・2)		
貞觀15年(873)						
元慶元年(877)	下毛野給(從五位下)	在：敘爵。(『三代』元慶1・1・朔)	佐伯是雄繼(外從五位下)	在：叙外從五位下。(『三代』元慶1・1・朔)		
	藤原茂藤(從五位下)	在：敘爵。(『三代』元慶1・11・21)	良岑農省(從五位下)	在：敘爵。兼美濃權少掾。(『三代』元慶1・11・21)		
元慶3年(879)	在原載春(從五位下)	在：敘爵。(『三代』元慶3・11・25)	武射助守(外從五位下)	在：叙外從五位下。(『三代』元慶3・11・25)		
	淺井筑紫雄(外從五位下)	在：叙外從五位下。(『三代』元慶3・1・7)	丹波助麻呂(外從五位下)	在：叙外從五位下。(『三代』元慶3・1・7)		
元慶6年(882)	忍海山下(外從五位下)	在：叙外從五位下。(『三代』元慶6・1・7)	藤原恒興(從五位下)	在：敘爵。(『三代』元慶3・1・7)		
元慶7年(883)	丈部氏良(外從五位下)	在：叙外從五位下。(『三代』元慶7・1・7)	御春種實(從五位下)	在：敘爵。(『三代』元慶6・1・7)		
	大藏広勝(外從五位下)	在：叙外從五位下。(『三代』元慶8・2・22)/同8・3・9。出雲權介。	藤原安制(從五位下)	在：敘爵。(『三代』元慶8・2・22)	壬生益成(一)	任：左近少。仁和2年兼播磨權少掾。同3年叙爵。翌年遷江介任乎。(『古今』)
元慶8年(884)	紀益國(從五位下)	在：敘爵。(『三代』元慶8・11・25)	源忠相(從五位下)	在：敘爵。(『三代』元慶8・11・27)		
	藤原連並(從五位下)	在：敘爵。(『三代』元慶8・2・22)/同8・3・9。左馬助。	山口連奴(從五位下)	在：叙爵。兼備前掾。(『三代』元慶8・11・25)		
仁和2年(888)	藤原是廣(從五位下)	在：敘爵。(『三代』仁和2・1・7)				
	藤原有命(從五位下)	在：叙爵。(『三代』仁和3・1・7)	在原遠傳(正六位上)	在：(『略記』仁和3・6・29)		
仁和3年(887)	壬生益成(外從五位下)	在：叙外從五位下。兼播磨權少掾。(『三代』仁和3・1・7)	良岑時美(從五位下)	在：叙爵。兼周防掾。(『三代』仁和3・1・7)		
寬平2年(890)	良岑兼樹(一)	任：左馬權大弁上り左近將監。遷任于左。寬平7年兼春宮左馬首。除播磨少掾。越前大掾。左亮兼任。寬平9年職入。右兵衛佐。(『公卿』延喜17)	私万福(正六位上)	在：(『三代』仁和3・7・17)		
寬平6年(894)	藤原恒佐(一)	任：兼護人。親在叙爵。寬平10年在兼權介。昌泰元年右馬助。(『公卿』延喜15)				
寬平8年(896)	兼性(一)	在ナ。「兼性」或阿闍梨。俗官左近將監。(『古今』)				

寛平9年(897)	藤原忠房(一)	任：正月左兵衛尉に、7月藏人に、同月左近将監に任ず。昌泰3年兼近江権掾。延喜元年叙爵。翌年備前介に任ず。延喜4年2月、左兵衛尉に任ず。(「中歌い(古今)」)				
	藤原俊藤(一)	任：大藏大丞、藏人より左近将監に任ず。延喜2年叙爵。越中介に任ず。翌年左馬助に任じ、同7年左兵衛佐に任ず。(「古今」)				
延喜6年(908)	尾張遠望(一)	在：(「村」上応和3・5・15、「小右」長和3・5・17)				
延喜9年(908)	紀寂人(一)	任：同年、藏人。同11年兼備前権大掾。同13年叙爵。同21年右兵衛佐に任ず。(「古今」)			友高尚(一)	在：馬允に遷任する。「是例也」とあり。(「魚魯別録巻第七(次任衛府者)」)
延長2年(924)	藤原朝忠(一)	任：翌年東宮藏人に任ず。延長4年東宮御膳により叙爵。同年侍從に任ず。(「公卿」天曆6、「歌仙」)				
延長3年(929)	藤原朝正(一)	在：(「吏部」延長3・11・20、「要略」巻二十八年中行事十一月)			源俊(一)	在：(「吏部」延長3・11・20、「要略」巻二十八年中行事十一月)
延長4年(928)	小子利実(一)	在：(「吏部」延長4・10・1)				
延長5年(927)	小子利実(一)	在：左近将監か。(「貞信」延長5・4・29)	源俊(一)	在：大原野祭使。(「吏部」延長5・2・10)		
延長7年(929)	藤原有相(一)	任：左兵衛尉より左近将監に遷任する。翌年藏人、承平2年近江少掾。(「公卿」天曆9)				
承平6年(936)			山邊采樹(一)	在：(「九曆」承平6・7・28)		
承平7年(937)					宇自可有友(一)	在：(「九曆」承平7・8・28)
天慶元年(938)	宇自当用(一)	在：(「世紀」天慶1・9・8)				
天慶4年(941)	藤原中孚(一)	在：(「世紀」天慶4・9・13)				
	藤原元輔(一)	任：右衛門少尉より左近将監に遷任する。天慶6年藏人、昇殿、侍從。天曆2年左兵衛佐。(「公卿」天曆3)				
天慶5年(942)	上道守代(一)	在：(「世紀」天慶5・4・21)	藏垣秋実(一)	在：(「世紀」天慶5・4・28)		
天慶7年(944)	藤原中孚(一)	在：(「世紀」天慶5・4・9)	平安直(一)	在：(「世部」天慶5・4・21、同5・11・29、「要略」巻二十八年中行事十一月)		
	上道守代(一)	在：(「九曆」天慶7・5・3)	平在寛(一)	在：(「九曆」天慶7・5・3)		
天慶8年(945)	上道守代(一)	在：(「九曆」天慶8・1・5)	播磨文仲(一)	在：(「九曆」天慶8・1・5)		
	播磨当樹(六位)	在：(「九曆」天慶8・10・一)				
天慶9年(946)	尾張能種(一)	在：大舍人。(「九曆」天慶9・4・28)	紀之(一)	在：(「九曆」天慶9・4・28)		
	藤原中孚(一)	在：(「世紀」天慶9・4・25)	楳恒平(一)	任：帶刀長より左近将監に遷任する。天曆2年播磨権大掾。(「公卿」承和元)		
天慶4年(950)			三嶋実祥(一)	在：(「九曆」天曆4・9・2)	上毛野公■(一)	在：(「九曆」天曆4・7・27)
	上道守代(一)	在：(「世紀」天慶4・4・21)	播磨文仲(一)	在：将曹の誤りか。(「世紀」天慶4・11・5)		
天慶5年(951)	藤原元輔(一)	在：(「世紀」天慶5・4・27)	建部春則(一)	在：(「世紀」天慶5・4・11)		
			平安直(一)	在：(「世紀」天慶5・4・21、「要略」巻二十八年中行事十一月)		

	藤原中孚(一)	在：(同上)	藤原秋実(一)	在：(1世紀,天慶5・4・28)		
天曆7年(953)			藤原方善(一)	在：(9曆,天曆7・10・5、要略,卷十四年中行事九月)	播磨公仲(一)	在：(小右,治安3・4・16)
天徳元年(957)						
天徳4年(960)	源時中(一)	任：右衛門尉より右近将監に遷任。翌年叙爵。応和2年讃岐権外・侍従。康保3年右兵衛佐。(公卿,寛和2)				
応和3年(963)	尾張安居(一)	在：(村上,応和3・5・15、小右,長和3・5・17)	多公用(一)	在：(村上,康保2・7・21)		
康保2年(965)			尾張安居(一)	在：(村上,康保2・3・5)		
康保4年(967)			源重之(一)	任：前坊带刀長。十月、左近将監に任じ、同月、兎能正右近少将に任ずるに上り、左近将監に転任。11月叙爵。天延2年相模権外に任じ、同3年左馬助に任ず。(歌仙)		
安和元年(968)	藤原時光(一)	任：右兵衛尉より左近将監に遷任する。天禄元年叙爵。天禄3年美作介。(公卿,天延4)	藤原懐遠(一)	任：右衛門少尉より右近将監に遷任する。翌年叙爵。安和3年侍従。天延2年少納言。(公卿,寛和2)		
安和2年(969)			藤原懐遠(一)	在：大神祭使。(紀略,安和2・4・6)		
天禄3年(972)	藤原美方(一)	任：故右大臣(藤原右衛門)給二合に上り左近将監に任ず。翌年叙爵。天延4年侍従に、天元元年に右兵衛尉に任ず。(中歌)	播磨広光(一)	在：(親信,天禄3・4・7、同3・8・11)		
天延元年(973)	源任(一)	在：(吏部,天延1・2・21、同1・6・20)	播磨正家(一)	在：(親信,天延1・2・10)		
天延2年(974)	物部行忠(一)	任：權将監に任ず。(親信,天延2・4・10)/大神祭使。(同2・4・11)				
貞元元年(976)	藤原惟親(一)	任：左兵衛尉より遷任。(紀略,貞元1・4・5)				
天元5年(982)	源遠理(一)	在：出家。(紀略,天元5・6・2、小右,同5・6・3)	播磨貞理(一)	在：大神祭使。(小右,天元5・4・16)		
永観元年(983)	藤原長能(一)	任：永観元年正月、右近将監を兼任されるも同年八月左近将監に任ず。寛和2年兼近江少掾。永延2年図書頭に任ず。(中歌)	藤原長能(一)	任：永観元年正月停任。(中歌)		
永観2年(984)	藤原頼■(一)	在：(小右,永観2・11・14)	小野為信(一)	在：(小右,永観2・10・19)		
寛和元年(985)	藤原長能(正六位上)	在：藏人。(小右,永観2・11・18、'藏人')	播磨貞理(一)	在：(小右,永観2・11・17)/'依道播磨藏使官官例'に上がる。(中右,長治1・7・9)		
永延元年(987)			粟田秀隆(一)	在：(小右,寛和1・1・18)		
永延2年(988)			小野為信(一)	在：大原野祭使。(小右,寛和1・2・4)		
			源カ信頼(一)	在：大原野祭使の勲により位記請印。(小右,永延2・11・19)	藤原カ行成(一)	在：(小右,永延1・6・12)

永祿元年(989)	源為規(一)	在：解却す。(『小右』永祿1・6・12)	秦興藤(一)	在：大原野近衛府使。(『小右』永祿1・2・4)		
			源信■(親分)(一)	在：(『小右』永祿1・4・20)		
正暦4年(993)			下毛野重行(一)	在：(『小右』永祿1・4・28)		
	文屋重職(一)	在：不参により解却。(『世紀』正暦4・7・21)	源能信(一)	在：解却す。(『小右』永祿1・6・12)		
長徳元年(995)			藤原昌時(一)	在：解却す。(同上)		
			下毛野重行(一)	在：(『小右』正暦4・3・29)		
長徳2年(996)			大春日春近(一)	在：(『世紀』正暦5・4・14)		
			下毛野重行(一)	在：(『世紀』正暦5・4・14)		
長徳3年(997)			大春日春近(一)	在：(『御鑑』(『小右』長徳1・1・28、同1・2・17)/『播磨大掾正六位上・下毛野公兼行』(年不詳)。(『大前』第五・語翰・兼國))		
	藤原泰通(正六位上)	在：藏人。(『藏人』、『權記』長徳3・7・30、11・22、12・13)				
長徳4年(998)	(姓不詳)信真(一)	在：(『權記』長徳3・7・30)				
	藤原泰通(正六位上)	在：藏人。(『藏人』、『權記』長徳4・1・18)	源雅通(一)	在：(『權記』長徳4・12・16)		
長保元年(999)			藤原基頼(一)	在：(『權記』長徳4・12・17)		
	尾張兼時(一)	在：(『世紀』長保1・4・19)/(『權記』同1・10・21)				
長保2年(1000)			藤原永家(從五位下)	在：敘爵。(『御堂』、『權記』長保2・2・11)	秦友正(一)	在：(『權記』長保2・4・17)
			中臣嘉武(一)	在：(『權記』長保2・7・27)		
長保3年(1001)			源実仲(一)	在：(『權記』長保3・1・29)		
			中臣嘉武(一)	在：大原野使。(『權記』長保3・2・1)		
長保5年(1003)			攝關保信(一)	在：(『權記』長保3・10・19)		
	茨田重方(一)	在：(『權記』長保5・4・21)	山弘忠(一)	在：(『世紀』長保5・4・13)		
寛弘元年(1004)			平朝親(一)	在：大原野祭使。(『權記』長保5・2・7)		
	尾張兼時(一)	在：(『御堂』寛弘1・2・5、同1・5・27)	中臣嘉武(一)	在：(『權記』長保6・1・4、(『御堂』寛弘1・5・27)		
寛弘2年(1005)			源重頼(一)	在：(『權記』長保6・1・5)		
	平有光(一)	在：(『權記』長保6・1・5)	中臣嘉武(一)	在：(『小右』寛弘2・1・15、2・20/權隨身。(『小右』同2・10・19)	御春興光(一)	在：(『小右』寛弘2・3・20)
寛弘3年(1006)			平朝親(一)	在：吉田祭使。(『小右』寛弘2・4・23)		
	尾張兼時(一)	在：(『權記』寛弘3・8・17)	香原為職(一)	在：(『權記』寛弘3・8・17)		
寛弘4年(1007)	尾張兼時(一)	在：入長。(『權記』寛弘4・2・29)				

寛弘5年(1008)			藤原親業(一)	在：雑色、藏人。(『御堂』寛弘5・1・11)	凡河内有宗(一)	在：権隨身。(『小右』寛弘5・12・28)
	尾張兼時(一)	在：(『御堂』寛弘6・11・22、12・4) / (『御座』)				
寛弘6年(1009)	高階實平(一)	在：(『権記』寛弘6・2・4)				
	多武文(一)	在：(『権記』寛弘6・12・29)				
	茨田重方(一)	在：(『御座』)				
寛弘7年(1010)	茨田重方(一)	在：(『権記』寛弘7・11・19)	菅原輔時(一)	在：(『御堂』寛弘7・7・27)		
			菅原為職(一)	在：参河守菅原為理死去および成功第一により参河守に任ず。(『御堂』寛弘7・3・30)		
寛弘8年(1011)	平惟光(従五位下)	在：(『権記』寛弘8・10・16)	藤原親業(一)	在：(『御堂』寛弘8・4・13、'小右』同8・8・11)		
			身入部仲重(一)	在：(『小右』寛弘8・9・16、'権記』寛弘8・10・19)		
			源頼清(一)	在：元の如く昇殿を許す。(『権記』寛弘8・12・25)		
長和元年(1012)			身入部仲重(一)	在：藤原兼任の代として吉田察便を勤む。(『小右』長和1・4・27 / 同1・5・3 / 小右』長和2・5・4)	藤原兼任(一)	在：(『小右』長和1・4・27)
			播磨保信(一)	在：(『御堂』長和1・11・17) / 年預に任ず。(『小右』同1・8・27)	源重季(一)	在：(『小右』長和1・4・29)
					下毛野公助(一)	在：(『小右』長和1・8・27)
長和2年(1013)	多武文(一)	在：(『御堂』長和2・9・16)	藤原カ致親(一)	在：(1世紀』長和2・4・23)	平致通(一)	在：大御祭便を辞す。(『小右』長和2・3・28、'世紀』長和2・4・1)
	藤原親國(一)	在：(『御堂』長和2・8・10)	下毛野公助(一)	在：(『小右』長和2・9・16)	藤原兼任(従五位下)	在：3・28、'世紀』長和2・4・1)
	茨田重方(一)	在：(『御堂』長和2・8・16)	藤原親業(六位)	在：殿上。(『世紀』'小右』長和2・4・23、'御堂』同2・8・10)	下毛野公助(一)	在：(『小右』長和2・1・6) / 南海道相摸使。(『小右』同2・7・21)
	物部武能(一)	在大原野祭使。(『小右』長和2・2・5) / 大日本古記録本では多武吉とするが、『小右』長和3・5・16、'将曹多武吉』とあるので誤りか。	播磨保信(一)	在：(1世紀』長和2・5・4、'御堂』長和2・9・16) / 御馬騎(『小右』長和2・1・6) / 以後近衛府諸務に従事することが散見される。	藤原頼行(一)	在：19日殺害される。(『小右』長和2・1・20)
	茨田カ公友(一)	在：大原野祭使。(『小右』長和2・2・29)	高扶宣(一)	在：平致通の代官として大御祭便を勤む。(『小右』長和2・3・25)		
	拍光高(一)	在：(『御堂』長和2・9・16)				
長和3年(1014)	藤原親國(一)	在：(『御座』)とあり。(『小右』長和3・1・7)	藤原親業(正六位上)	在：藏人に任ず。(『小右』長和3・1・10、'藏人』大原野祭便を勤む。『小右』同3・2・3)	菅原輔時(一)	在：(『小右』長和3・2・3)
	拍光高(一)	在：(『小右』長和3・4・6)	播磨保信(一)	在：(『小右』長和3・1・14) / 大原野祭便を勤む。『小右』長和3・2・3)		
	茨田重方(一)	在：(『小右』長和3・2・1)	高扶宣(一)	在：大原野祭使、吉田察便を勤む。『小右』長和3・2・3)		
	多武文(一)	在：(『小右』長和3・5・16)	下毛野公助(一)	在：寛弘9年に大原野祭便を勤む。『小右』長和3・2・3) / 長和3・4・8、大原野祭便を勤む。		

	物部武能カ(一)	在：大日本古記録本は多武吉と推定するが同日条に「将曹多武吉」とあり。(『小右』長和3・5・16、11・15)	藤原頼行(一)	在：(『小右』長和3・12・25)		
	茨田重方(一)	在：(『御堂』長和4・7・4)茨田弘近父。(『小右』同4・7・5)	播磨保信(一)	在：(『小右』長和4・5・2)、『小右』同4・5・20、61歳で死去。	藤原(名不詳)(一)	任カ：「内舍人藤原可謂将監。」(『小右』長和4・8・26)
長和4年(1015)			高扶宣(一)	在：(同上)	藤原頼行(一)	在：(『小右』長和4・11・14)
			下毛野公助(一)	在：年預に任ず。(『小右』長和4・6・11)		
			六人部保春(一)	任カ：身人部保春と同一人物か。(『小右』長和4・8・26)		
	多武文(一)	在：(『小右』長和5・1・25)	下毛野公助(一)	在：(『小右』長和5・2・2)	(姓不詳)貞任(一)	在：(『小右』長和5・2・2)
長和5年(1016)	物部武能(一)	在：(『武吉』につくるか。或いは多武吉か。(『小右』長和5・3・8)	藤原良任(一)	在：殿上雑色。(『小右』長和5・2・8)		
			高扶宣(一)	在：(『小右』長和5・3・2)		
	多武文(一)	在：76歳。(『左経』寛仁1・9・22、23、『小右』同1・9・22、『御堂』同1・9・23)	下毛野助宣(一)	在：(『左経』寛仁1・9・22、『御堂』同1・9・23)	藤原カ致輔(一)	在：(『小右』寛仁1・7・4)
寛仁元年(1017)	拍光高(一)	在：(『左経』寛仁1・10・5)	六人部保春(一)	在：(『小右』寛仁1・8・23、『左経』同1・12・5)		
	茨田重方(一)	在：(『御堂』寛仁1・4・3)	高扶宣(一)	在：(『小右』寛仁1・9・22)		
	物部武能(一)	在：(『御堂』寛仁1・1・18)	六人部保春(一)	在：(『小右』寛仁2・4・24)	藤原カ致輔(一)	在：(『小右』寛仁2・10・24)
寛仁2年(1018)	拍光高(一)	在：(『小右』寛仁2・3・24)	高扶宣(一)	在：(『小右』寛仁2・5・8)／大原野祭使(『小右』同2・11・13)	藤原カ為賢(一)	在：(『小右』寛仁2・10・25)
	藤原光任(一)	在：将監か。(『左経』寛仁3・11・23)	六人部保春(一)	在：畿内・紀伊相摸使。(『小右』寛仁3・1・19)	藤原国永(一)	在：(『小右』寛仁3・1・23)／藤原実賢の申請に上り将監に任じらるか。(『小右』長元4・1・21)
寛仁3年(1019)	茨田重方(一)	在：大原野祭使。(『小右』寛仁3・2・2)／称老胤。(『小右』同3・2・3)	高扶宣(一)	在：(『小右』寛仁3・2・11)		
	拍光高(一)	在：(『小右』寛仁3・7・25)				
寛仁4年(1020)	茨田重方(一)	在：人長。(『左経』寛仁4・9・24)	高扶宣(一)	在：(『小右』寛仁4・10・4)		
治安元年(1021)	拍光高(一)	在：上臈。(『小右』治安1・3・29)	源カ清親(六位)]	在：(『小右』治安1・7・26)		
			高扶宣(一)	在：(『小右』治安1・10・5)		
治安2年(1022)	茨田重方(一)	在：(『小右』治安2・5・26)	高扶宣(一)	在：(『小右』治安2・5・26)	藤原為實(一)	在：(『小右』治安3・8・11)
	拍光高(一)	在：(『小右』治安3・1・7)	高扶宣(一)	在：(『小右』治安3・1・19)	藤原カ志節(一)	在：(『小右』治安3・11・18)
治安3年(1023)	(姓不詳)吉真(一)	在：(『小右』治安3・4・17)、『小右』に勝良真散見。同一人物か。ただし勝良真は附生。				
	茨田重方(五位か)]	在：(『小右』治安3・7・27)				
	茨田重方(五位か)]	在：山城介。(『小右』万寿1・4・17)	高扶宣(一)	在：(『小右』万寿1・9・19)	源惟頼(一)	在：(『小右』万寿1・11・15)
	拍光高(一)	在：(『小右』万寿1・6・26)	藤原カ国行(一)	在：「地下将監。(『小右』万寿1・7・29)		
万寿元年(1024)	(姓不詳)吉信(一)	在：「良信』につくる。(『小右』万寿1・9・19)				

	藤原カ助通(一)	在：('小右,万寿1・12・25)					
	(姓不詳)吉真(一)	在：('小右,万寿1・12・28)					
万寿2年(1025)			高扶宣(一)	在：('小右,万寿2・2・4)		高階為善(一)	在：('小右,万寿2・7・6)
						藤原為資(一)	在：吉田祭使。('小右,万寿2・11・18)
万寿3年(1026)	(姓不詳)吉真(一)	在：('左経,万寿3・11・28)	高扶宣(一)	在：('小右,万寿3・7・30)		紀惟光(一)	在：大神祭使。('小右,万寿4・4・6)
	拍光高(一)	在：('小右,万寿4・5・3)	高扶宣(一)	在：藤原実資隨身。('小右,万寿4・1・3)			
万寿4年(1027)	(姓不詳)吉信(一)	在：('小右,万寿4・7・26)	源経成(正六位上)	在：藤人。19歳。('小右,万寿4・1・25、 「藏人」)		藤原為資(一)	在：('小右,万寿4・7・28)
			文室為養(一)	在：('小右,万寿4・3・6)			
長元元年(1028)	菅原忠時(一)	任：吉田祭使を勤仕せ人かた必兵庫 充より左近将監に任ず。('小右,長元 1・11・17)	高扶宣(一)	在：('小右,長元1・9・3)		紀惟光(一)	在：('小右,長元1・11・9)
長元2年(1029)			高扶宣(一)	在：('小右,長元2・2・25)			
	拍光高(一)	在：('小右,逸文 長元3・8・21)	高扶宣(一)	在：('小右,長元3・5・2・6)			
長元3年(1030)			紀力延行(一)	在：(同上)			
	尾張兼時(一)	故：孫に安行。('左経,長元4・10・24)	下毛野助重(一)	在：('左経,長元4・4・24・26)		菅原義實(一)	在：('小右,長元4・7・29)
	拍光高(従五位)	在：('左経,長元4・10・22)	高扶宣(一)	在：(同上)			
長元4年(1031)	兼正親(一)	在：('左経,長元4・4・24)	高階為時(正六位上)	任：藤原実資の申請により内舎人より 将監に任ず。('小右,長元4・1・2,1・1・ 25,2・17)			
	藤原光任(一)	在：('左経,長元4・6・27)					
	(姓不詳)吉真(一)	在：('小右,長元4・1・17)					
長元5年(1032)						藤原カ資経(一)	在：大原野祭使。('小右,長元5・11・ 20)
						在拍光頼(一)	在：('小右,長元5・12・26)
長元7年(1034)			(姓不詳)高信(一)	在：人長。('左経,長元7・11・23)			
長元8年(1035)	兼正親(一)	在：(正近)につくる。('平遣,550)					
長暦元年(1037)			(姓不詳)持重(一)	在：人長。('行親,長暦1・8・11)			
長暦2年(1038)	源カ経光(一)	在：('春記,長暦3・1・6)	下毛野公忠(一)	在：御馬交易使。('春記,長暦2・10・8)			
	高扶宣(一)	在：('春記,長暦3・12・27)	下毛野公近(一)	在：('春記,長暦3・11・20)			
長暦3年(1039)			多政方(一)	在：('春記,長暦3・14)			
			下毛野公忠(一)	在：御馬交易使。('春記,長暦3・2・ 23)			
	源高房(一)	在：('春記,長久1・6・8)	下毛野公近(一)	在：('春記,長久1・4・12)			
長久元年(1040)	高扶宣(一)	在：人長。('春記,長久1・9・28)	多政方(一)	在：('春記,長久1・9・28) / すでに死 去。('春記,承和3・5・7)			
長久2年(1041)	兼延命(一)	在：大原野祭使。('春記,長久2・2・12,1)					
寛徳元年(1044)	藤原国相(正六位上)	任：「功(不詳)により左近将監に任 ず。'(大間,第1(功))					
寛徳2年(1045)			下毛野公近(一)	在：('妙首院,馬充(代用)叙爵将監例)			

永承2年(1047)	藤原秀房(正六位上)	在：藏人所「上日百七十六、夜百七十三」。(「朝野」第五朝議下)				
永承3年(1048)	拍光高(一)	在：「(春記)永承3・1・一)」				
永承7年(1052)			下毛野公近(従五位下)	在：すでに叙爵あり。(「春記」永承7・4・21)		
天喜2年(1054)			藤原良任(正六位上)	在：馬出寄坊により右近將監に任ず。(「大間」第六「坊」)		
天喜3年(1055)	源資美(一)	在：「(妙首院)馬頭代用叙爵將監例)」	源資経(一)	在：「(妙首院)馬頭代用叙爵將監例)」		
康平元年(1058)			多政資(一)	在：「(正助)」につくる。(「定家」康平1・10・27)		
康平4年(1061)	拍則高(一)	在：「(定家)康平4・10・25)」	多政資(一)	在：「(正助)」につくる。(「定家」康平4・10・25)」	秦武行(一)	在：「(定家)康平4・4・11)」
康平5年(1062)	拍則高(一)	在：「(定家)康平5・2・6)」	多政資(一)	在：「(定家)康平5・1・20)」	秦武行(一)	在：「(定家)康平5・1・13)」
康平5年(1062)	長谷季頼(一)	在：權隨身。(「定家」康平5・5・2)				
康平5年(1062)	滋生行兼(一)	在：權隨身。(同上)				
康平8年(1065)						(姓不詳)基氏(一)
						在：紀基武の誤りか。(「水左」康平8・1・8)
承保2年(1075)	藤原貞季(正六位上)	任：造府馬留屋坊により内舍人より左近將監に任ず。(「大間」第六「坊」)				
	藤原宗範(正六位上)	任：本府築南垣坊により内舍人より將監に任ず。(「大間」第六「坊」)				
承暦元年(1077)	菅野友時(正六位上)	任：左近衛大將源朝原の才將監に上り内舍人菅野友時(「大間」第六「坊」)の任左近將監を望む。(「大間」第六「坊」)				
承暦3年(1079)			高階為章(一)	在：「(水左)承暦3・11・4)/藏人4月右近將監に任ず。永保元年に越後守に任ず。(「世紀」康平15・12・20)」		
永保元年(1081)	高階能遠(五位)	在：「(左近大夫)とあり。(「御記」永保1・4・15)」				
応徳元年(1084)	拍光季(一)	在：「(左近衛尉)。(「水左)補遣永保四年正月十七日)」				
応徳2年(1085)			紀成奉(正六位上)	任々：内舍人より右近將監に補任を申す。(「魚魯」別録巻第二「府官」諸司奏)		
	藤原隆忠(一)	在：藏人。一藏となすにより贖応あり。(「世紀」寛治1・11・19)」				高階重仲(一)
						在：藏人。一藏となすにより贖応あり。(「中右」寛治1・11・18)」
寛治元年(1087)	高階重仲(正六位上)	在：藏人。一藏となすにより贖応あり。(「中右」寛治1・11・18)/藏人左近將監のち船藤し、出雲守に任ず。(「中右」保安1・9・26)」				
	拍光季(一)	在：「(中右)寛治2・1・19)/(「白河」同2・2・23)/(「御通」同2・4・1)」	高階為遠(一)	在：「(近衛司)高階為家朝臣の子。(「御記」寛治2・10・8)/藏人。(「中右」同2・9・16・11・13)」		
寛治2年(1088)	藤原顯隆(従五位下)	在：藏人。叙爵。(「中右」寛治2・2・13)/白河(同2・2・21)/左近大夫(「寛治」同2・3・23)/次將監。(「中右」同2・7・26)/院判官代に任ず。(「中右」大治4・1・15)」	大神是季(一)	任：右近將監に転任する。(「中右」寛治2・1・19)」		

寛治4年(1090)	拍光季(一) 平季定(一)	在：(「中右」寛治4・1・3) 在：(「江逸」寛治4・11・4)			多資忠(一)	任：将監に転任する。(「中右」寛治4・1・3)
寛治5年(1091)	拍光季(一) 平季定(一)	在：(「中右」寛治5・1・13) 在：「季言」とあるは誤りか。(「江逸」寛治5・1・10)			多資忠(一)	在：「助忠」につくる。「慈利」を舞う。(「御通」寛治5・3・27)。(「中右」同5・7・29)
寛治6年(1092)	源有政(正六位上) 拍光季(従五位下)	在：蔵人もと典薬助。(「中右」寛治6・2・17、「藏人」) 在：御堂依業において實有り。柴原。(「御通」寛治6・1・19)。(「中右」同6・7・30)	高基実(一)	在：(肥前権守カ)判官代。(「中右」寛治6・4・30)		
寛治7年(1093)	拍光季(従五位下)	在：(「御通」寛治7・3・3)。(「中右」同7・3・20)。「春日社御幸」において勲賞を蒙る。「光季」権能之者。年七十也。(「江逸」同7・3・20)	藤原季安(六位) 多資忠(一)	在：判官代。(「中右」寛治7・3・20) / 一院判官代。(「中右」同7・10・3) / 為院人任左近将監。年不詳。(「魚魯」別録巻第七次任衛府者) 在：「助忠」につくる。探家老を舞う。大日本古記録本では下毛野助忠とす。。「御通」寛治7・1・3)。(「江逸」同7・3・20) / 「助忠」につくる。(「中右」同7・12・15)	源惟清(五位)	在：吉田祭便を辞す。(「御通」寛治7・4・17) / 「左近大夫」。(「中右」同7・8・15)
			高階基実(六位)	在：判官代。(「中右」寛治7・3・20)		
	高階仲兼(正六位上)	在：(「中右」嘉保1・3・9) / 蔵人。(「中右」同1・3・28、「藏人」) / 折居季裕。實布禰蔵人。(「中右」同1・7・2)	高階基実(従五位下)	在：府奏により叙爵。一院判官代。(「中右」嘉保1・1・13)		
嘉保元年(1094)	下毛野教季(一)	任：除目において左近将曹より左近将監に任ず。(「中右」嘉保1・3・28) / 大持(藤原忠実カ)權隨身。(「中右」同1・3・28) / 院。厚季」につくる。(「江逸」同1・4・14)	大中臣行季(一)	在：(「中右」嘉保1・10・30)		
	拍光季(従五位下)	在：(「江逸」嘉保1・4・14)。(「中右」同1・5・2)	多資忠(一)	在：(「江逸」嘉保1・4・14) / 「佐忠」につくる。(「中右」同1・5・4)		
	高階仲兼(従五位下)	在：叙爵。蔵人。(「中右」嘉保2・1・7)	多資忠(一)	在：(「中右」嘉保2・2・27)		
嘉保2年(1095)	拍光季(従五位下)	在：(「中右」嘉保2・1・16)	下毛野教季(一)	在：(「中右」嘉保2・4・19)		
			藤原季安(一)	在カ：「右近判官代」。(「中右」嘉保2・5・27)		
			藤原力道経(一)	在：(「中右」嘉保2・7・30)		
			大中臣行季(一)	在：(同上)		
	藤原高基(従五位下)	在：叙爵。(「中右」永長1・1・5)	大中臣頼長(従五位下)	在：叙爵。(「中右」永長1・1・5)	多資忠(一)	在カ：(「中右」永長1・3・23)
	上村主経遠(一)	任：除目において内舍人より左近将監に任ず。(「中右」永長1・1・23)	小野行長(一)	任：除目において内舍人より右近将監に任ず。(「中右」永長1・1・23)		
永長元年(1096)	安倍信貞(一)	任：同上。(同上)	藤原季安(一)	在：判官代。(「中右」永長1・2・23)		
	下毛野教季(一)	故：子息近季陸奥国より上落の時、死去。(「中右」承徳1・①・28)				
承徳元年(1097)	拍光季(従五位下)	在：「光末」につくる。(「中右」承徳1・3・28) / 「時龍」同1・10・17)	多資忠(一)	在：「佐忠」につくる。多時方父。(「中右」承徳1・3・28) / 「時龍」同1・10・17)		

承徳2年(1098)	柏光季(従五位下 <small>カ</small>)	在：(「中右」承徳2・10・10)	多實忠(一)	在：(「中右」承徳2・10・20)/康和2年「字方」とともに叙啓される。「探案老并胡飲酒・神楽絶了」。(「延暦」康和12・6・15)		
	藤原カ宗実(五位))	在：左近大夫。(「中右」承徳2・11・13)	惟宗順貞(正六位上)	任カ：「以私物造進木府掾好毒之倉一子方」および源道任采頼曹により内舍人より得監職任を申す。(「魚書」巻第二「府官」・「諸司奏」)		
康和元年(1099)	高階仲章(従五位下)	在：白河上皇より叙薦すべき旨あり。(「世紀」・「勅通」康和11・1・6)	小野行長(従五位下)	在：(「世紀」康和11・1・6)		
	大江重忠(一)	在：府奏により内舍人より左近得監に任ず。(「世紀」康和11・1・23)	藤原盛経(正六位上)	任：左大将藤原忠実の請により内舍人より得監に任ず。(「世紀」康和11・1・23)/右大将源頼実の大將職により内舍人藤原盛経の任得監を望む。(「大内」第六「諸司」)		
康和4年(1102)	柏光季(五位))	在：上臈。(「中右」康和4・1・2)/舞師。(「中右」同2・3・9)/大夫将監。(「中右」同4・7・15)/假手實により一階を賜ふ。(「中右」同4・7・21)	高階宗章(従五位下)	在：藏人。叙階。(「中右」康和4・2・2)		
	高階仲兼(五位))	在左近大夫。(「中右」康和5・1・1)。「假」曆。同5・6・15)	紀盛経(従五位下)	在：府奏により叙薦旨あり。祭除目において叙階。(「中右」・「世紀」康和5・4・8)		
康和5年(1103)	柏光季(五位))	在：胡飲酒および探案老について語る大夫将監。(「中右」康和5・12・20)/神福寺供養において一階を賜ふ。(「假」曆。同5・7・25)	高階雅章(従五位下)	任：藏人。紀盛経叙階の請により右近得監に任ず。「雅章」につくる。(「中右」康和5・4・8)。「世紀」同5・4・11、「藏人」/叙階。(「世紀」同5・6・9)		
			源詮俊(一)	任：祭除目において右近得監に任ず。(「中右」康和5・4・8)		
長治元年(1104)	柏光季(五位))	在：「光末」につくる。左近大夫。(「中右」長治1・1・3)				
	長治2年(1105)	柏光季(五位))	在：(「中右」・「江逸」長治2・1・5)			
嘉承元年(1106)	橋賢康(一)	在：(「采昌」嘉承1・12・16)	紀経則(一)	在：(「采昌」嘉承1・12・16)		
	柏光季(五位))	在：左近大夫将監。一階を賜う。(「中右」・「采昌」嘉承1・12・17)				
嘉承2年(1107)	中原季行(正六位上)	任：外記奏により左近得監に任ず。(「大内」第七「諸司奏」)				
	柏光季(五位))	在：(「長秋」嘉承2・1・3)。「假」曆。同2・12・1)	藤原清隆(正六位上)	在：藏人。(「中右」・「采昌」嘉承2・5・23)。「藏人」)		
天仁元年(1108)	藤原長隆(正六位上)	任：藏人一職。坊官除目において左近得監に任ず。(「中右」嘉承2・10・22)	高階泰兼(正六位上)	任：藏人。小除目において右近得監に任ず。(「假」曆。同「中右」嘉承2・11・25)		
	豊原時元(一)	在：(「中右」天仁1・4・16)	兼兼方(一)	在：(「假」曆。天仁11・18)		
天仁2年(1109)	柏光季(五位))	在：(「江記」天仁1・11・21)/大夫将監。「舞伝教代」・「舞法絶妙」。(「中右」同1・12・19)				
			兼兼方(一)	在：「府者」。(「假」曆。天仁2・8・2)		